

※修正液・修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。使用している場合は再提出となります。

## 就労証明書 (自営・農業・漁業)

※三親等内の親族が代表者(中心者)

児童名 ○○ ○太郎 (○○年 ○月 ○日生)	○○ ○太郎 (○○年 ○月 ○日生)
<input checked="" type="checkbox"/> 入所中 (園名: ○○保育園)	( 年 月 日生)

事業所所在地(または中心者住所): 宇和島市○○甲○○番地 ※事業所名(屋号)、代表者(または中心者)の肩書きは無ければ、記入無しで結構です。

事業所名(屋号): ○○自動車  
(肩書き) (氏名)

代表者(または中心者): 社長 ○○ ○男 印

電話(事業所または中心者): ○○-○○○○

業種(仕事内容):  
農業 ( 稲作 柑橘栽培 野菜栽培 その他( ) )  
漁業 ( 養殖 漁師 その他( ) )  
卸売・小売業 建築・塗装業 不動産業 保険代理店 運送・運輸業 医療・福祉 理美容業  
その他 ( )

■代表者(または中心者)の判子を押してください(スタンプ印不可)

■自営業・農業・漁業等を中心となって営んでいる方

中心者	氏名	○○ ○男	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他( )
就労形態	就労開始年月: H10年 9月	就労日数: 26日 就労/ (月) ・ 週	休日: 月・火・水・木・金・土・日・休日が不定期の場合 (月 回)	
就労時間	8時30分～18時00分 (1日あたり 8時間 00分) (1月あたりの就労時間 208時間 00分)			
仕事の内容	(具体的に) 自動車整備及び新車・中古車の販売			
主な就労場所	宇和島市○○甲○○番地			
収入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 収入有り [ <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年以前から <input type="checkbox"/> 令和5年から <input type="checkbox"/> 令和6年から ]			
税の申告	<input checked="" type="checkbox"/> 確定申告(または住民税申告) <input type="checkbox"/> 事業開始後、初年分の申告時期未到来 <input type="checkbox"/> その他( )			

■休日の曜日を○で囲んでください

■1日あたりの勤務時間及びひと月あたりの勤務時間は、休憩時間を除いた時間をご記入ください

■中心者が収入無しの場合および税の申告が無い場合、就労には該当しない(保育を必要とする事由無し)とみなします(※税の申告については、令和5年から事業を始めた方を除く)

協力者	氏名	○○ ○美	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他( )
就労形態	就労開始年月: H18年 11月	就労日数: 22日 就労/ (月) ・ 週	休日: 月・火・水・木・金・土・日・休日が不定期の場合 (月 回)	
就労時間	9時00分～17時00分 (1日あたり 7時間 00分) (1月あたりの就労時間 154時間 00分)			
仕事の内容	(具体的に) 書類作成・経理等の事務			
主な就労場所	宇和島市○○甲○○番地			
収入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 給与有り [ <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年以前から <input type="checkbox"/> 令和5年から <input type="checkbox"/> 令和6年から ] <input type="checkbox"/> 給与無し (理由: )			
税の申告	<input type="checkbox"/> 確定申告(または住民税申告) <input checked="" type="checkbox"/> 年末調整(源泉徴収票有り) <input type="checkbox"/> 事業開始後、初年分の申告時期(翌年2～3月)未到来 <input type="checkbox"/> その他( )			

※上欄の収入状況が「給与無し」の場合は記入不要です。

■給与無しの場合の理由記入例  
 ※夫(妻)にまとめて給与が入っているため  
 ※中心者と同一生計につき給与をもらっていないため  
 ※○年○月から給与が発生する 等

■中心者、協力者共に税の申告が無い場合、就労には該当しない(保育を必要とする事由無し)とみなします(※令和5年から事業を始めた方を除く)

### 保護者の方へ

■この書類で保育所に入所(継続)・給付認定するために必要な内容を確認します。証明内容が事実と異なる場合は入所(継続)・給付認定できない場合があります。

■申告の内容を電話で問い合わせ、または訪問調査する場合があります。

■記載内容に変更があった場合は、その都度、本証明書を作成し提出してください。

■今年から事業を始めた方は、自営業・農業・漁業等を始める際に提出した届出・許認可申請等の書類もしくは、店舗の契約書等の写しを提出してください。

※挙証資料の提出がない場合、利用調整の際、減点になることがあります。

■親族の営む自営業・農業・漁業等に従事する方は、専従者であることが確認できる挙証資料を提出してください。

※挙証資料の提出がない場合、利用調整の際、減点になることがあります。

■基本的に次の場合には、給付認定及び利用調整は行いません。

- ・無給(専従者を除く)の場合
- ・賞金の支払いではなく、現物支給による場合
- ・成果物をおもに自家用のために製作、栽培、飼育等している場合

※入所(継続)・給付認定後に上記の状態になった場合は、入所(継続)・給付認定を継続できない場合があります。不明な点は宇和島市役所こども家庭課こども育成係までお問い合わせください。

問い合わせ先 0895-24-1111(内線2143)